

# トラック あいち

第536号

2020 (令和2) ・ 11



**「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!**



一般社団法人  
**愛知県トラック協会**

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名/

パスワード/ 　　　　　　　　　です。

※有効期限：令和2年12月28日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

◆ 第6回 常任理事会 ……………	1	◆ 第60回「正しい運転・明るい輸送運動」 の実施 ……	29
◆ 新入会員 ……………	2	◆ 令和2年度 運行管理者等一般講習 増回(令和2年12月以降)のお知らせ ……	33
◆ 別添資料 ……………	3	◆ 適正化事業に係る指導結果 ……	34
◆ 会員事業者名称等変更 ………	7	◆ 巡回指導時の輸送量・運賃收受等に 関わるアンケート調査結果 ……	36
◆ お詫びと訂正 ……………	8	◆ 業務課からのお知らせ ………	39
◆ 年末の交通事故防止について ……	9	◆ 軽油価格調査 ……………	41
◆ 高速道路における軸重に係る 車両制限令違反の取締りについて ……	10	◆ 一般貨物自動車の 増減車動向について ………	42
◆ 高速道路の特車許可基準(車幅) の見直しについて ……	13	◆ 委員会・部会活動状況 ………	43
◆ 大型車の車輪脱落事故防止対策 「令和2年度緊急対策」について ……	20	◆ 支部行事 ……………	44
◆ 支部だより ……………	26	◆ 青年部会 ……………	45
◆ Gマークラッピングトラックの 感謝状及び記念品の贈呈 ……	28	10月会議・委員会開催状況 12月の活動予定	
		◆ 女性部会のご案内 ……………	46
		◆ 陸 災 防 ……………	47
		職場の年末安全衛生推進運動	

# 第6回 常任理事会

令和2年10月6日（火）11時00分から愛知県トラック会館で開催

## （審議事項）

### 1. 総務委員会からの答申について

#### (1) 近代化基金運営専門委員会からの答申について

守山経理担当課長より資料（総審議1）に基づき説明した。

##### 1. 第49回近代化基金申込について

9月 — 2件 100,430千円 —

##### 2. 第10回ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資申込について

9月 — 8件 153,390千円 —

議長は議場に諮り原案通り承認された。

### 2. 労働委員会からの答申について

#### (1) 働きやすい職場認証取得助成事業実施計画について

長谷川企画広報部 次長より資料（審議2）に基づき説明した。

（概要）

一般社団法人日本海事協会による働きやすい職場認証を取得するための審査費用に対し助成金の交付を行う。

なお、会員事業者への交付要項の周知は愛ト協HP等にて行う。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

### 3. 入退会の承認について

寄田総務次長より資料に基づき説明した。※別紙「審議3」参照

入会1社 退会2社 令和2年10月6日時点 会員数2,648社

議長は議場に諮り原案通り承認された。

## （報告事項）

### 1. 令和2年度上期交付金遂行状況報告について

露木財務室長より、資料（報告1）に基づき、報告した。※別紙「報告1」参照

### 2. 交通事故情勢について

鈴木業務課長より、資料（報告2）に基づき、報告した。

【県内事故】（令和2年9月）

集 計 数	月 計			年 計		
	種 別	件 数	負 傷 者 数	死 者 数	件 数	負 傷 者 数
発 生 率	2,040	2,427	19	17,848	21,264	114
前 年 比	-327	-441	4	-4,972	-6,247	8

【事業用トラック】（令和2年9月）

	件数(月)	死者数(月)	件数(年)	死者数(年)
事 業 用	5	5	26	26
会 員	2	2	15	15
第一原因	2	2	9	9

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。

\* \* \* \* \*

**新 入 会 員**

支部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
西三	(株) マルタツ	〒447-0807 碧南市伏見町3丁目17-1 (連) 〒447-0014 碧南市長田町2丁目1-1	土工 竜二	13	3	1	(0566) 93-1280 FAX 93-1281

**退 会 会 員**

支部	名 称	所 在 地
第一	信陽陸運 (株)	一宮市
尾西	大山急配 (有)	北名古屋市

働きやすい職場認証取得助成事業実施計画(案)

一般社団法人愛知県トラック協会

1. 目 的

この事業は労働環境改善事業の一環として、会員事業所が長時間労働の是正等の働き方改革に積極的に取り組みをし、一般社団法人日本海事協会（以下、日本海事協会とする）の認証による働きやすい職場認証を取得するための審査費用に対し助成金の交付を行う。

2. 助成金交付申請期間

令和2年11月2日～令和3年2月1日

3. 助成対象

令和2年9月16日から令和2年12月15日までに日本海事協会に対して働きやすい職場認証制度の認証申請をしており、国土交通省より認可を受けた愛知県内に本拠を置く一般貨物自動車事業の会員事業者とする。

※但し、助成金交付申請期間内に審査料の支払いが完了していること

4. 助成対象費用

紙申請の場合、1事業所当たり3万8千円とする。

電子申請の場合、1事業所あたり2万3千円とする。

また、本社営業所以外の営業所も対象営業所として申請した場合は、営業所ひとつにつき2,000円追加で交付する。

但し、県外営業所については、一緒に審査申請したとしても対象外とする。

5. 予 算

650万円（令和2年度交付金予算）

# 働きやすい職場認証取得助成金交付要綱

一般社団法人 愛知県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「愛ト協」という。）が長時間労働の是正等の働き方改革に積極的に取り組みをし、働きやすい職場認証をあらたに取得する会員事業者に対し、その認証取得に要する経費に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。  
働きやすい職場認証とは、一般社団法人日本海事協会（以下「日本海事協会」という。）が認証機関となり、運転者の労働条件や労働環境に関して書面等審査の上認証・登録を行うものである。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、愛知県内に本拠を置く会員事業者で、運転者の労働条件や労働環境の改善に取組み、当該年度において日本海事協会に審査申請をし、審査料の支払いが完了した会員事業者とする。

## (助成金額)

第4条 助成金額は、1事業所当たり紙申請の場合は3万8千円、電子申請は2万3千円、とし、対象営業所が複数ある場合、1営業所につき2千円ずつ追加する。  
但し、愛知県外の営業所については、日本海事協会へ本社営業所と一緒に審査申請をしても対象外とする。

## (助成金の申請)

第5条 この制度を利用しようとする会員事業者は、日本海事協会へ認証申請をし、審査料を支払いの後、「働きやすい職場認証取得助成金申込書」に下記書類を添えて、愛ト協に提出する。

- ① 対象営業所一覧
- ② 申請に係る営業所一覧
- ③ 日本海事協会からの審査料請求書の写し
- ④ 日本海事協会からの審査料領収書の写し

但し、書類の最終提出期限は令和3年2月1日とする。

また、審査が適正に行われたか確認するため、日本海事協会からの審査結果通知を後日提出するものとする。

## (助成の支払い)

第6条 愛ト協は、会員事業者より前条による申請を受けた場合は、その内容が適当と認めるときは助成金の交付を決定する。  
助成金支払日に事業者が、愛ト協会員資格を喪失している場合は、助成金を支払わない。

## (申請の取下げまたは廃止)

第7条 事業者が、申請後に、助成を変更・取下げ又は、廃止しようとするときは「(変更・取下げ・廃止)申請書」を愛ト協に提出しその承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第8条 本事業による助成は、運輸事業振興助成交付金により行うため、年度内に交付するものとする。

(管理台帳等の作成・保管)

第9条 愛ト協は助成金の交付に係る管理台帳を作成・保管する。

(雑則)

第10条 愛ト協は、本事業の円滑な推進を図るため必要な事項で、本要綱に定めのない問題が生じたときは、組織決定のうえこれを解決するものとする。

附 則

本要綱は、令和2年 月 日より施行する。

令和2年度運輸事業振興助成交付金(上期) 遂行状況報告

赤字は40%未満

事業項目	予算(円) (A)	上期実績(円) (B)	法人会計		執行率(%) (B) / (A)
			全ト協助成 (C)	(A) - (B)	
I 輸送の安全確保に関する事業	1. 交通安全運動等の実施	165,230,000	37,352,598	3,246,371	22.6%
	2. 安全運転等支援機器装着助成費	155,000,000	42,185,000	0	27.2%
	3. 運転適性診断等の実施	82,643,000	32,085,700	4,892,715	38.8%
	4. 運行管理者講習の実施	18,254,000	6,328,400	333,580	34.7%
	5. ドライブレコーダの実施(今年度はドラコン開催が中止となった)	1,410,000	0	0	0.0%
	6. 研修・教育事業の実施	52,514,000	21,958,950	9,049,961	41.8%
	7. 運転者等研修センターの整備運営	80,230,000	53,374,822	3,071,534	66.5%
	8. 研修助成事業	16,000,000	5,489,000	0	34.3%
	9. 労働環境の改善対策	16,500,000	1,448,000	0	8.8%
小計	587,781,000	200,222,470	20,594,161	387,558,530	34.1%
II サービスの改善及び向上に関する事業	1. トラック輸送情報システムの運営整備	10,500,000	696,396	0	6.6%
	2. 輸送相談の実施	36,160,000	15,600,000	5,805,733	43.1%
	3. 「トラックあいち」等の刊行	16,920,000	7,850,802	305,454	46.4%
	4. 各種セミナーの実施	7,000,000	0	0	0.0%
	5. 経営支援の実施	110,051,000	30,431,131	0	27.7%
小計	180,631,000	54,578,329	6,111,187	126,052,671	30.2%
III 公害防止、地球温暖化防止等環境の保全に関する事業	1. 自動車交通公害防止対策	8,267,000	3,987,713	734,227	48.2%
	2. 環境対策導入助成	16,500,000	1,990,000	0	12.1%
小計	24,767,000	5,977,713	734,227	18,789,287	24.1%
IV 適正化に関する事業	1. パトロールの実施	83,180,000	33,242,338	2,427,243	40.0%
	2. 適正化推進	5,878,000	2,561,282	0	43.6%
小計	89,058,000	35,803,620	2,427,243	53,254,380	40.2%
V 共同利用に供する施設の設置・運営に関する事業	1. 共同輸送サービスセンターの補完整備	97,643,000	93,407,800	9,000,000	95.7%
	小計	97,643,000	93,407,800	9,000,000	4,235,200
VI 震災等に際し物資を運送する体制整備に関する事業	1. 緊急時における輸送対策	16,330,000	8,247,565	1,587,651	50.5%
	小計	16,330,000	8,247,565	1,587,651	8,082,435
VII 経営の安定化に寄与する事業	1. 事業基盤の確立	27,000,000	4,863,637	1,598,892	18.0%
	小計	27,000,000	4,863,637	1,598,892	22,136,363
VIII 出捐事業	1. 全国団体への出捐事業	305,634,000	261,320,866	0	85.5%
	小計	305,634,000	261,320,866	0	44,313,134
合計	1,328,844,000	664,422,000	42,053,361	664,422,000	50.0%

会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
2020/9/7	代表者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	第一	株式会社近鉄トランステック 中部オペレーションセンター 石井 貴則 小牧市西之島字申塚1137-1 485-0077 小牧市西之島字申塚1137-1 0568-74-5222 0568-74-1080	坂本 義幸 小牧市二重堀字中西浦818-1 485-0021 小牧市二重堀字中西浦818-1 0568-72-2360 0568-72-2850
2020/9/17	事業者名	第一	中部ロジ株式会社	丸伝運輸株式会社 東海営業所
2020/9/17	事業者住所	第一	株式会社ワイエム 名古屋市西区あし原町294番地	名古屋市西区あし原町305番地
2020/9/24	連絡先住所	第一	株式会社マルカワ 465-0003 名古屋市名東区延珠町1308番地	名古屋市名東区延珠町1004
2020/9/7	事業者名	第三	日鉄物流大阪株式会社 名古屋出張所	日鉄物流大阪株式会社 中部物流部
2020/9/17	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	第三	二和運輸株式会社 名古屋市港区船見町56 455-0027 名古屋市港区船見町56 052-325-6176 052-325-6180	名古屋市港区木場町1-4 名古屋市港区木場町1-4 052-691-6176 052-691-6178
2020/10/1	代表者	第三	日通名港運輸株式会社 朝比奈 順二	嶽見 典男
2020/10/1	代表者	第三	井住運送株式会社 橋本 清仁	小川 惠之
2020/9/17	代表者	尾西	大和物流株式会社 愛知営業所 高橋 秀明	橋口 正貴
2020/9/23	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	尾西	株式会社大一ファッションサービス 一宮市起字西生出101 494-0006 一宮市起字西生出101 0586-59-5788 0586-59-5789	一宮市富士4-4-1 491-0024 一宮市富士4-4-1 0586-23-1731 0586-23-1789
2020/9/23	代表者	尾西	有限会社桜久東海 宮路 敏則	菊池 政三
2020/9/24	電話番号 FAX番号	尾西	株式会社長澤 0587-50-9428 0587-50-9428	0587-74-5724 0587-74-5724
2020/9/8	代表者	知多	株式会社ダイリン 弓場 忠道	亦野 正雄
2020/9/10	代表者	知多	横根自動車株式会社 滝下 龍介	滝下 政友
2020/9/24	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	知多	大豊商事株式会社 豊明市阿野町正戸32番地1 470-1141 豊明市阿野町正戸32番地1 0562-57-2345 0562-57-2346	大府市北崎町清水ヶ根107-1 474-0001 大府市北崎町清水ヶ根107-1 0562-44-4820 0562-44-4855
2020/9/30	代表者	知多	栄和運輸株式会社 矢野 暁人	矢野 惠
2020/9/25	代表者	西三	TB物流サービス株式会社 三輪 重孝	川崎 俊夫
2020/9/10	電話番号 FAX番号	東三	知多産業運輸株式会社 0532-39-3600 0532-39-3630	0532-25-3101 0532-25-3105

【お詫びと訂正】広報誌「とらっくあいち 2020 10月号」

令和2年10月20日送付の、「トラックあいち 2020 10月号 第535号」11ページに掲載しております記事中、下記につきまして誤りがございましたので、深くお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正させていただきます。

(誤)

受付	変更内容	支部	新	旧
2020/8/24	連絡先住所 電話番号	西三	株式会社中日本エクスプレス 安城市百石町2丁目21番地26 446-0044 安城市百石町2丁目21番地26 0566-77-1590	446-0045 安城市横山町大山田中86番地 0566-95-3760



(正)

受付	変更内容	支部	新	旧
2020/8/24	連絡先住所 <b>電話番号</b> <b>FAX番号</b>	西三	株式会社中日本エクスプレス 446-0044 安城市百石町2丁目21番地26 <b>(TEL) 0566-77-4617</b> <b>(FAX) 0566-95-3760</b>	446-0045 安城市横山町大山田中86番地 <b>0566-77-1590</b>

交 総 発 第 3 8 7 0 号  
令 和 2 年 1 1 月 2 日

一般社団法人愛知県トラック協会

会 長 寺 岡 洋 一 殿

愛知県警察本部

交通部長 石 川 智 之



年末の交通事故防止について（依頼）

謹啓 向寒の候 貴台におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、交通安全活動をはじめ、警察行政各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県内の交通事故情勢については、昨日現在の交通事故死者数が127人で、昨年同期比プラス3人と増加しており、全国順位も8月4日以降、ワースト1位が続く厳しい状況となっております。

例年、年末にかけては交通死亡事故が多発する傾向があり、特に12月は、業務中のドライバーによる交通死亡事故が年間最多の月となっております。

警察といたしましては、9月以降、交通事故防止スローガン「夕方の5～7（ゴーナナ）は“魔の時間”」の周知等により、交通事故の抑止を図っているところではありますが、今後も、飲酒運転等を始めとする交通指導取締り、12月の事故死者の約3分の2を占める歩行者や自転車利用者に対する広報啓発等の活動を強化してまいります。

つきましては、貴台におかれましても、県内の厳しい交通事故情勢を御賢察の上、県民の方々の交通安全意識を一層盛り上げるため、12月は業務中のドライバーによる死亡事故が多発することの周知を図っていただくほか、

- 横断歩道における歩行者優先を始めとする歩行者保護の徹底
- 時間にゆとりを持った運転に資する業務管理の推進

等の指導につきまして御配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

おわりに、貴台をはじめ協会員の皆様方の益々の御発展と御健勝を心から祈念申し上げます。

敬白

事務連絡  
令和2年10月13日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
役員待遇審議役 山内 正彦

### 高速道路における軸重に係る車両制限令違反の取締りについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、以前より高速道路における軸重取締りについて、運送事業者から、計測誤差があるのではないか、高速道路会社により取締り基準に差異があるのではないか、との疑問が提示されておりました。

そのため、昨年12月に国土交通省、高速道路機構、高速道路会社6社、日貨協連及び全ト協にて構成する「高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会」を設置し、全国の高速道路7箇所において、軸重に係る実地検証を行いました。その結果、機械計測差や走行状況等の影響により、一定のばらつきが生じることが確認されたところです。

確認結果を踏まえ、10月12日に開催された第4回勉強会において、参加者全員の合意の下、添付の「高速道路における軸重に係る車両制限令違反について」が取りまとめられましたので連絡させていただきます。

つきましては、令和2年12月1日より高速道路機構及び高速道路会社6社では合意内容に基づく取締りを行うことになりましたので、貴協会傘下会員事業者の皆様にご周知していただきますようお願い申し上げます。なお、全ト協ではホームページ（会員専用）に掲載する予定です。

敬具

記

#### 【今回の車両制限令違反取締りの変更に係る注意点】

①添付資料1の2.の「実地検証で確認されたばらつきを考慮した上で」については、当局内部で作成される計測結果に基づく処分基準は部外秘となっており、トラック側は知ることはできません。

- ②仮に誤差範囲内の計測値で処分通知を受け、違反とは思われない場合には、従来と同じく、通知に記載の申告期間内に異議申し立てを行うことが重要です。
- ③添付資料1の2.の「軸重に係る車両制限令違反が繰り返し確認された者に対する取締等」は、自動軸重計での取締りが対象になります。現地取締りの場合は、従来通り、その場で処分が行われます。
- ④本件は取締時の計測誤差が一定規模存在することを共通認識するものであって、決して許可値以上に積載を許すものではないことに留意して下さい。

**【添付資料】**

1. 高速道路における軸重に係る車両制限令違反について
2. 高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会（第4回）参加者名簿

以上

<問い合わせ先>

全ト協 道路企画室

TEL : 03-3354-1068 FAX : 03-3354-1019

## 高速道路における軸重に係る車両制限令違反について

### 1. 軸重に係る実地検証の実施

- 「高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会」では、全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び国土交通省、高速道路会社、高速道路機構等が協力して、全国の高速道路7箇所にて、それぞれ準備した車両及び積載条件のもとで軸重に係る実地検証を行った。
  
- 各々の箇所における実地検証の結果、機械計測差や走行状況（定速、低速、減速）などの影響により、一定のばらつきが生じうることを確認した。
  - 静荷重（マットスケール計測）では、最大で約1トン
  - 動荷重（自動軸重計測）では、最大で約3トン

### 2. 実地検証を踏まえた今後の対応

- 高速道路機構及び高速道路会社は、一般的制限値や特車通行許可値をもとに実地検証で確認されたばらつきを考慮した上で、軸重に係る車両制限令違反が繰り返し確認された者に対する取締等を行う。（令和2年12月1日より実施）
  
- なお、上記の取締等にあたっては、高速道路機構及び高速道路会社は、統一的な考え方に基づき運用を行うこととし、これに係る社員等に対して周知徹底するとともに、計測機器の適切な保守・点検等により精度向上に努める。
  
- 全日本トラック協会及び日本貨物運送協同組合連合会は、軸重に係る車両制限令違反に関して得られた知見を踏まえ、適法かつ安全にトラック運送が行われるよう、会員等に対して周知徹底する。

令和2年10月12日  
高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会

事務連絡  
令和2年10月13日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
役員待遇審議役 山内 正彦

### 高速道路の特車許可基準（車幅）の見直しについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、全日本トラック協会の事業運営等に関しまして格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特車通行許可については橋梁等構造物の能力を適正かつ最大限に活用することが必要です。そのことで、産業物資や生活物資、災害時における緊急物資などを効率的に運送することができ、トラック運送事業が経済活動や生活を支える国の基幹産業として、社会的な役割を果たすことができます。しかしながらこれまで、高速道路の特車許可の車幅上限値が高速道路会社や支社により差異があり、構造上通行するのに必要以上に制約しているのではないかとの課題がありました。

この件について、国土交通省、高速道路機構、高速道路会社6社、日貨協連と全ト協で昨年12月に勉強会を立ち上げ検討して参りましたが、このたび【別添資料】のとおり一定の結論に至りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴協会傘下会員事業者の皆様にご周知していただきますよう、お願い申し上げます。なお、全日本トラック協会ではホームページ（会員専用）に掲載する予定です。

敬具

記

#### 【高速道路の特車許可基準（車幅）の見直しに係る注意点】

○本件は NEXCO 3社および本四高速の4車線以上（片側2車線以上）の区間について、統一的な許可限度値を設定するものです。

車線幅員 3.5m 区間は許可限度値が 3.3m に、車線幅員 3.25m 以下区間では許可限度値が 3.0m 以下となります。

○暫定2車線（片側1車線）は、中央帯の構造による車線幅員から通行できる車両幅が限定されており、路線ごと個別審査で許可限度値が設定されます。

○首都高速、阪神高速は、道路幅員や料金所レーン幅等の制約から、統一的な許可限度値の設定はできず、路線ごと個別審査で許可限度値が設定されます。

○本件は、令和2年12月1日以降の走行から適用されます。

**【添付資料】**

- ・特車許可基準（車幅）の見直し（5枚）

以上

<問い合わせ先>

全ト協 道路企画室

TEL：03-3354-1068 FAX：03-3354-1019

# 特車許可基準(車幅)の見直し

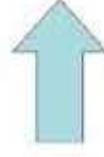
NEXCO3社及び本四高速の管理する高速道路において、会社間で運用が異なる車幅の許可基準を見直し、統一化(令和2年12月1日より実施)  
 ※令和2年9月末時点

		全国路線網を形成する道路	3.3mまで 通行可能延長
東日本	関東	4車線以上 (片側2車線以上)	2,210km ⇒ <u>7,700km</u>
	関東以外	3.0m ⇒ <u>3.3m</u> 3.0m	2,080km ⇒ <u>3,160km</u>
中日本	西日本	3.3m	0km ⇒ <u>1,850km</u>
		暫定2車線 (片側1車線)	130km ⇒ <u>2,580km</u>
本四高速		3.0m ⇒ <u>3.3m</u> 3.0m ~ 3.25m 3.0m ~ 3.25m 3.0m	0km ⇒ <u>110km</u>

※1: 京葉道路、第三京浜等、現行で3.5mの運用を行っているものは、引き続き3.5m(徐行条件有)とする。

※2: 中央道、東名阪道、第二京阪、第二神明の端部(都市高速接続)、近畿道、神戸淡路鳴門道、長崎バイパスなど一部区間については、道路規格上3.3mが確保できないため、2.5mまたは3.0mの運用とする。

車幅3.3m通行可能延長  
2,200km



車幅3.3m通行可能延長  
7,700km

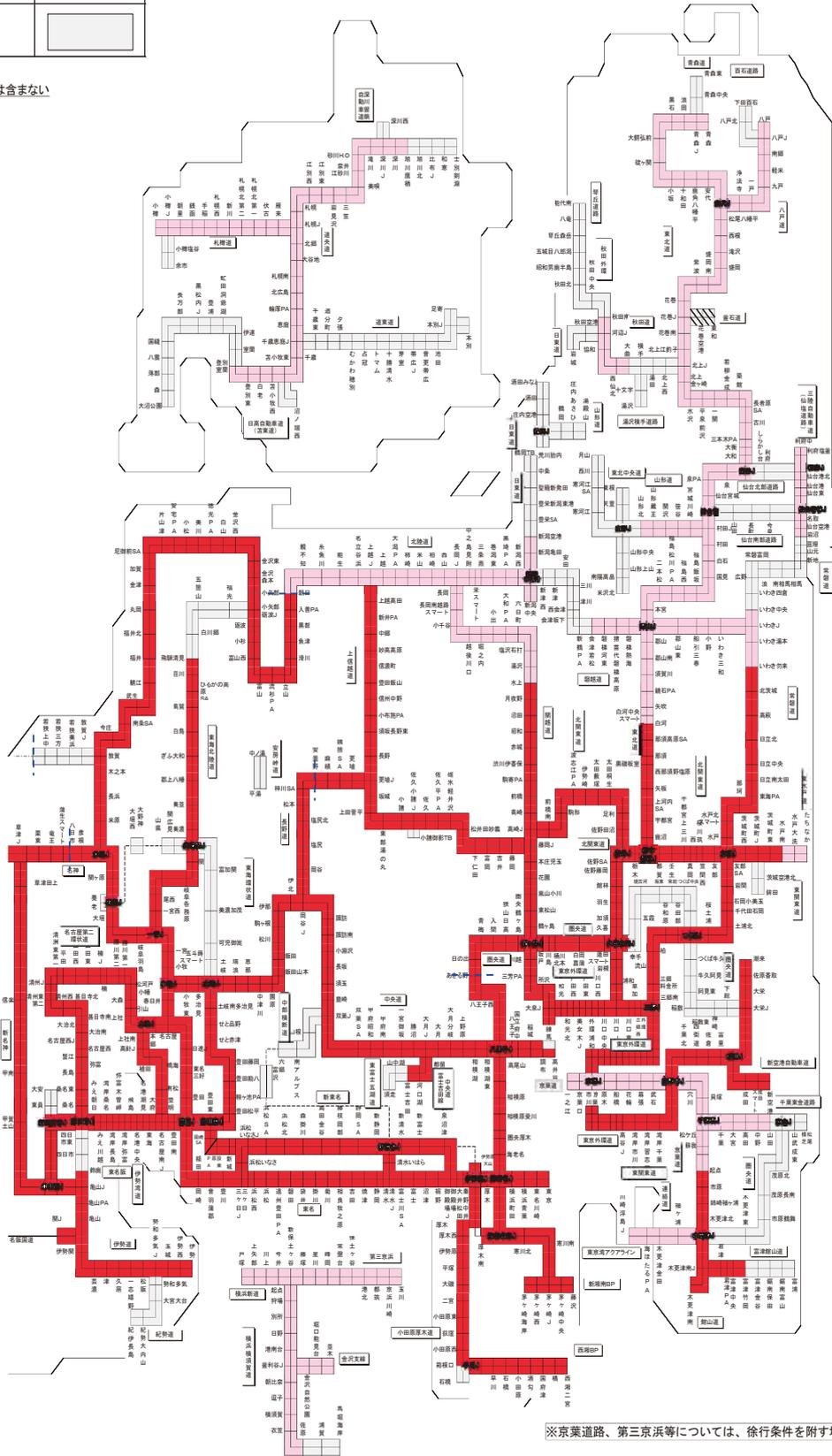
# ■見直しによる車幅3.3m通行可能区間

【凡例】

車両幅の許可限度	色
すでに3.3m（又は3.5m）となっている区間：	
3.3mに見直し区間：	
暫定2車線区間等	

※徐行条件を附すものは含まない

--- 会社管理境



※京葉道路、第三京浜については、徐行条件を附す場合、引き続き3.5mまで許可。

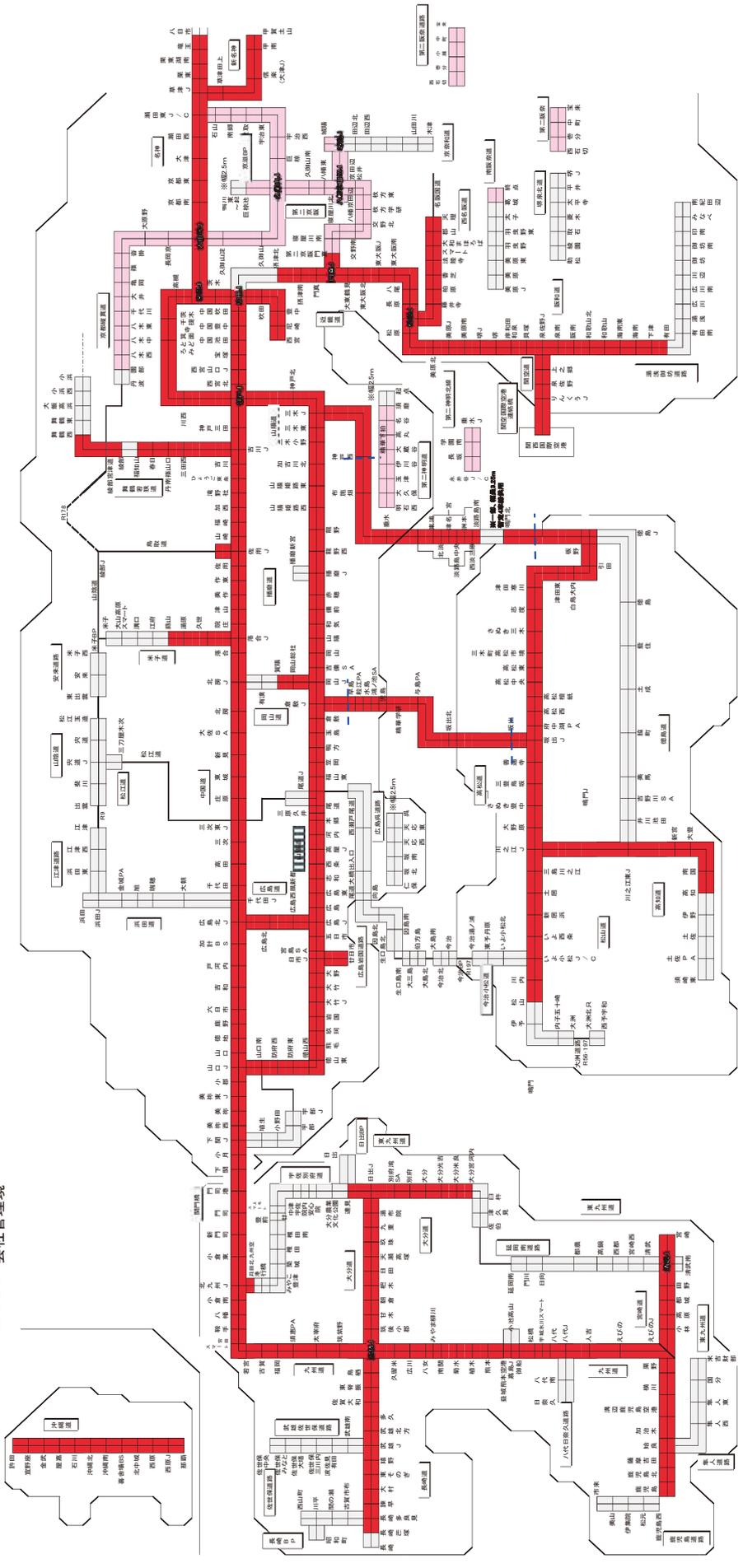
■見直しによる車幅3.3m通行可能区間

【凡例】

車道幅の許可限度	色
すでに3.3m(又は3.5m)と なっている区間：	
3.3mに見直し区間：	
暫定2車線区間等	

※徐行条件を附すものは含まない

--- 会社管理境



## 特車許可基準(車幅)の見直し

今回の車幅の許可限度値統一を踏まえ、NEXCO3社及び本四高速の管理する高速道路における車両幅3.0m以上の特殊車両通行許可申請にあつては、以下の条件を踏まえ、安全に配慮した通行をお願いしたい。

○本線において、左端から数えて1番目の車両通行帯を走行してください。

※登坂車線等も対象に含む。

○料金所は幅広レーンを走行してください。

なお、点検・補修等により、閉鎖している時間帯があります。各社のWebサイトでご確認ください。

○一部路線にあつては、交通量等を考慮し、また関係機関との調整により走行時間に制約を設ける場合があります。

○都市圏の高速道路は、通勤時間帯に交通集中が予想されるため、走行はお控えください。

○特定更新事業(リニューアル工事)工事等による対面通行区間では走行に制約があります。各社のWebサイト・リーフレット等で事前にご確認ください。

○その他、特殊車両許可証の記載内容を遵守願います。

# 特車許可基準(車幅)の見直し

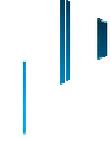
## 特車許可基準(車幅)に関する問い合わせ窓口



北海道支社 道路事業部交通管理課	〒004-8512	札幌市厚別区大谷地西5の12の30	011-896-5344
東北支社 管理事業部交通管理課	〒989-3121	仙台市青葉区磯六子王子39の1	022-226-1545
関東支社 管理事業部交通管理課	〒339-0056	さいたま市岩槻区加倉 260	048-757-5169
新潟支社 道路事業部交通課	〒950-0145	新潟市江南区亀田早造 3233	025-286-7301



東京支社道路管制センター 交通管制課	〒216-0024	川崎市高津区南平台1の1	044-877-6913
八王子支社道路管制センター 交通管制課	〒192-8648	八王子市宇津木町 231	042-691-1171
名古屋支社道路管制センター 交通管制課	〒491-8526	一言市丹陽町九日市場字竹のき 204	0586-76-1125
金沢支社道路管制センター 交通管制課	〒920-0365	金沢市神野町東170	076-249-8632



関西支社保安サービス事業部 道路管制センター交通管制課	〒565-0805	吹田市清永 15-1	06-6876-5682
中国支社保安サービス事業部 交通管制課	〒731-0103	広島市安佐南区緑井2の26の1	082-831-4111
四国支社保安サービス事業部 交通管制課	〒760-0065	高松市朝日町4の1の3	087-823-2111
九州支社保安サービス事業部 交通管制課	〒818-0131	太宰府市水城2の25の1	092-924-4532



神戸管理センター 管理課	〒655-0852	神戸市垂水区名谷町 549	078-709-0084
岡山管理センター 管理課	〒701-0304	都窪郡早島町大字早島 2985	086-483-1100
しまなみ尾道管理センター 管理課	〒722-0073	尾道市向島町 6904	0848-44-3700

## 貨物自動車運送事業者の方へ

### 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和2年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

#### 1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための4つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※印は、別紙3のチラシを参照

#### 2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

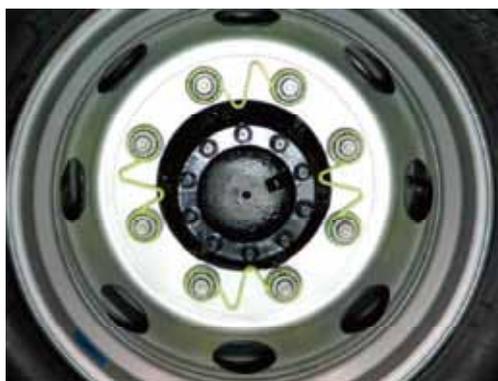
#### 自社でタイヤ交換した車両による事故が多く発生していることを踏まえた今年度の追加対策

- 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に、別紙1の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- 別紙1の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- 点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
- 増し締め実施後、ホイール・ナットへのマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、ホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に確認する。

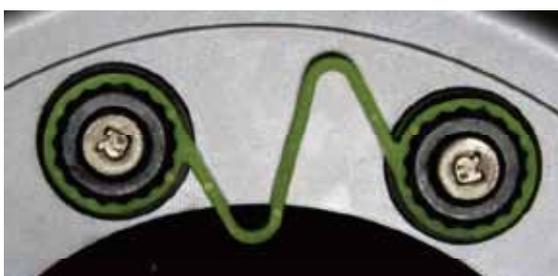
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

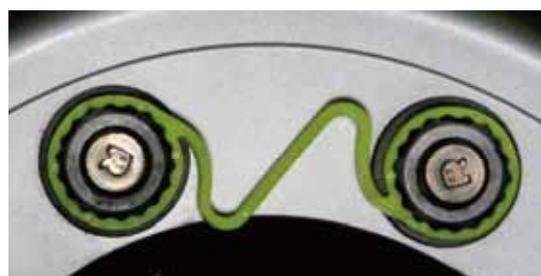
注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



ホイールナットマーカーの装着状態



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

# タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

# 日常点検表

登録番号又は車番 \_\_\_\_\_  
 点検実施者（運転者）名 \_\_\_\_\_

運行管理者（補助者）確認欄   
 整備管理者（補助者）確認欄

実施日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ----- ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ（踏みしろ）		
	原動機（エンジン）	※ かかり具合、異音	かかり具合 ----- 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
○ ブレーキ・バルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 ----- 損傷	
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 ----- 汚れ ----- 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ----- ボルト付近さび汁 ----- ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 ----- 損傷	
		異状な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク			
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。



落ちない!  
車輪キャンペーン

大型車の車輪脱落事故0へ

# 正しい作業が、防ぐ事故。

## 徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

**お** きまりのトルクで  
きちんと 締め付けて

### 規定のトルクで確実な締め付けを

締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と平面座で締め付けるISO方式があります。「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。



**ち** やんと増し締め  
交換後

### 50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締め付け力が低下。50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。

ねじの締め付け方向を確かめて締め付け。



●アウターナットを締めます。●インナーナットを締め付けます。●アウターナットを締め付けます。※これら3つの図は右側タイヤの場合です。

**な** (ナット) つと見て ボルト触って  
さあ出発!

### 一日一回の 日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



**い** や待てよ? ボルトと  
ナットは適正か?

### ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!



**!** **左後輪に注意!**

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。

### ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。



詳しくは、  
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、  
【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい  
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、  
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

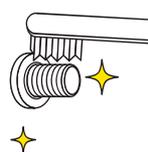


**JIS方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)に**エンジンオイル**など指定の潤滑剤を薄く塗布します。

**ISO方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイル**など指定の潤滑剤を薄く塗布します。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

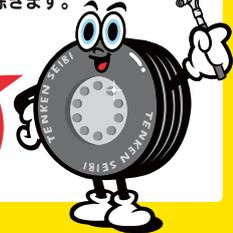
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット  
締め付け時の  
注意点だよ!



## ② ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締め付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウトナーナットそれぞれで締め付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの締め付け構造		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

[http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel\\_fall\\_off/](http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/)

# 支部だより ▶

## 01 行事 ▶

支 部	開催日	場 所	内 容
第 一	10月 9 日	北区	10月9日トラックの日 トラックパレード及びあいと型とびだし坊や等設置式
		栄広場	10月9日トラックの日 中・東警察署合同トラックパレード及び交通安全啓発活動
尾 東	10月24日	瀬戸市内	市内のカーブミラー等の清掃活動
知 多	10月21日	緑警察署	反射材配布キャンペーン
東 三	10月 3 日	豊橋市	交通安全パレード



第一 北区



第一 栄広場



尾東 瀬戸市内



知多 緑警察署



東三 豊橋市

02 講習会

支 部	開催日	場 所	タイトル	内 容
第 二	10月19日	グランコート名古屋	トラック安全総会・支部セミナー	支部活動報告の後、働きやすい職場認証制度及び標準的な運賃の告示について講習を行った。
第 三	10月29日	名鉄ニューグランドホテル	プロスポーツと企業との関わり方	講師にプロゴルファー・ゴルフ解説者のタケ小山氏を迎え講演を行った。*名古屋第四支部と合同開催
第 四	10月26日	中交協本部ビル	交通事故防止のための睡眠力	講師に一般社団法人日本快眠協会 代表理事 今枝昌子 氏を迎え講習を行った。
尾 西	10月20日	稲沢勤労福祉会館	健康経営セミナー	講師に㈱日本健康経営インストラクターを迎え健康経営の講習を行った。
知 多	10月17日	東海市立文化センター	交通安全・事故防止 講演会	講師に一宮東特別支援学校 則竹崇智氏を迎え「ながら運転」の危険性について講習を行った。
東 三	10月16日	ホテルシーパレスリゾート	経営管理セミナー	講師に瀧澤学氏を迎え、働きやすい職場認証制度等について講習を行った。



第二 グランコート名古屋



第三 名鉄ニューグランドホテル



第四 中交協本部ビル



尾西 稲沢勤労福祉会館



知多 東海市立文化センター

東三 ホテルシーパレスリゾート



## Gマークラッピングトラックの感謝状及び記念品の贈呈

令和2年10月12日(月)愛知県トラック会館にて幸栄運輸株式会社 代表取締役社長 遠藤公俊氏 へ当協会 牟田専務理事より、公益社団法人全日本トラック協会からの感謝状および記念品の贈呈が行われました。

昨年9月より安全性優良事業所(以下Gマーク)のロゴデザインを纏った“ラッピングトラック”で運行を行い、Gマーク制度の荷主および地域社会への認知度アップと運送業界のイメージアップにご協力を頂きました。(現在もGマークラッピングトラックでの運行をご継続頂いています。)



遠藤社長(左側)と牟田専務理事



### 【Gマークラッピングトラックとは】

Gマーク制度をより多くの方にご存知いただくために、平成24年度より公益社団法人全日本トラック協会が行っている取組みであり、協力会社はGマークのデザインを施したトラックを1年間運行で使用する。

※毎年、中部5県(愛知・三重・岐阜・静岡・福井)の内、3県が推薦担当となり、1事業者(1台)の推薦を行っています。

## 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について

国土交通省及び全ト協より新型コロナウイルスの予防・まん延防止の徹底について周知依頼がありました。会員の皆様におかれましても下記URLに記載の対策に従い、予防・まん延防止徹底にご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに各運輸局に報告いただくようお願い致します。

◆首相官邸ホームページ『新型コロナウイルス感染症に備えて』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>



## 第 60 回 「正しい運転・明るい輸送運動」の実施

この運動は、交通事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により円滑な輸送の達成を図り、年末年始の繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供する事を目的として、公益社団法人全日本トラック協会との共催により実施するものです。

愛ト協では、会員事業所の交通安全意識の高揚と交通事故件数の減少を図るため、トラック・セーフティ・ラリーの実施、トラック安全デー活動の推進、交通安全対策機器の助成事業等に積極的な取り組みをしております。しかしながら県下の交通事故情勢は依然厳しい状況にあり、会員事業所におかれましても、飲酒運転の根絶、追突事故及び交差点における事故防止の徹底、運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止、シートベルトの着用、法定速度の遵守などを基本として安全運転を励行して頂くとともに、次の実施事項を再確認して、繁忙期における輸送の安全確保にご協力頂きますようお願い致します。

### 1. 運動期間

令和 2 年 11 月 16 日から令和 3 年 1 月 10 日まで

※年末の交通安全運動／令和 2 年 12 月 1 日～ 12 月 10 日

### 2. 実施事項 ※(1)～(6)を事故防止に関する重点項目

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| (1) 飲酒運転の根絶              | (9) 車両の安全性確保の徹底         |
| (2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底 | (10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底 |
| (3) 過労運転防止の徹底            | (11) 正しい積付け・固縛方法の徹底     |
| (4) 確実な点呼の実施             | (12) エコドライブの推進          |
| (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底   | (13) 運輸安全マネジメントの徹底      |
| (6) 健康診断の受診の徹底           | (14) 安全意識の高揚            |
| (7) 荷役作業時の安全確保の徹底        | (15) 輸送品質・サービスの向上       |
| (8) 高速道路における事故防止の徹底      |                         |

### 3. 結果報告

会員事業所は、本運動の結果報告を所定の様式により、令和 3 年 1 月 15 日(金)までに所属の支部事務局に提出して下さい。

### 4. 表彰

令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 月 10 日までの間、無事故及び活発な交通安全への取り組みを行った事業者は、各支部からの推薦(1社)に基づき全ト協の表彰へ推薦致します。

### 5. 実施細目

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって別紙実施細目を中心とした取り組みを行うものと致します。

実施事項	実施細目
1. 飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者は、飲酒運転の根絶のため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、社内安全教育や点呼時等に於いて、飲酒運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、トラック運送業界から飲酒運転を根絶させる。</li> </ul>
2. 追突事故及び交差点における事故防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。</li> <li>※全ト協ホームページ URL <a href="http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzensuitotsu_boushi/suitotsu_jikoboushi2016.html">http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzensuitotsu_boushi/suitotsu_jikoboushi2016.html</a>  <a href="http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzensuitotsu_boushi/suitotsu_jikoboushi.html">http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzensuitotsu_boushi/suitotsu_jikoboushi.html</a></li> </ul>
3. 過労運転防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理者は、繁忙期に於いて十分な無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。</li> </ul>
4. 確実な点呼の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。</li> </ul>
5. 携帯・スマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、極めて危険な行為であり、今般、道路交通法の一部改正により罰則強化が行われることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。</li> </ul>
6. 健康診断の受診の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。</li> </ul>
7. 荷役作業時の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者及び管理者は荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。(参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」)</li> </ul>
8. 高速道路における事故防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に発生しており、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。</li> </ul>
9. 車両の安全性確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者及び整備管理者は、大型車の車輪脱落事故防止対策として、全ト協で作成する「大型トラックの車輪脱落事故が年々増加！」のリーフレットにより車輪脱落を防ぐ4つのポイントなどの周知徹底に努める。また、平成30年10月1日施行の大型トラックのスペアタイヤ等の3ヶ月ごとの定期点検の義務付けを踏まえ、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。</li> </ul>
10. 降積雪期における輸送の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。また、令和2年2月28日付の国土交通省通達「台風等による異常気象時における輸送の在り方について」により示された「台風等異常気象時における措置の目安」を基にして、輸送を中止する等、適切な措置を講じるよう徹底させる。</li> </ul>
11. 正しい積付け・固縛方法の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。</li> </ul>
12. エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料の使用量を削減し、CO2及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。</li> </ul>
13. 運輸安全マネジメントの徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。</li> </ul>
14. 安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。</li> <li>・運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。</li> </ul>
15. 輸送品質・サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等と接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。</li> </ul>

令和 年 月 日

(一社)愛知県トラック協会  
会長 寺岡 洋一 様

支部名.....支部

会社名.....

### 第60回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施結果報告書

実施事項 (別紙から実施した事項を記載して下さい)	実施した内容

交通事故発生の有無 (物損人身を含む) 【令和2年1月1日～ 令和3年1月10日】	有 無
作業事故発生の有無 【令和2年1月1日～ 令和3年1月10日】	有 無
関係当局・地方公共団体又は 荷主から表彰状、感謝状の授与 【令和2年1月1日～ 令和3年1月10日】	有 無

キ  
リ  
ト  
リ  
線

## 令和2年度運行管理者等一般講習増回(令和2年12月以降)のお知らせ

自動車事故対策機構名古屋主管支所では、下記の通り運行管理者等一般講習を開催予定です。お申し込みは、当機構ホームページよりお願いいたします。なお、既に満席の場合もありますのでご了承ください。

貨物対象			
開催日	会場	業態	住所
12月17日(木)	愛知県トラック会館	貨物	名古屋市瑞穂区新開町12-6
12月19日(土)	愛知県トラック会館	貨物	名古屋市瑞穂区新開町12-6
1月7日(木)	愛知県トラック会館	貨物	名古屋市瑞穂区新開町12-6
1月8日(金)	愛知県トラック会館	貨物	名古屋市瑞穂区新開町12-6
1月28日(木)	愛知県トラック会館	貨物	名古屋市瑞穂区新開町12-6
1月29日(金)	愛知県トラック会館	貨物	名古屋市瑞穂区新開町12-6
2月4日(木)	愛知県トラック会館	貨物	名古屋市瑞穂区新開町12-6
2月9日(火)	愛知県トラック会館	貨物	名古屋市瑞穂区新開町12-6

### 1. お申し込み方法

当機構のホームページ (<https://www.nasva.go.jp/>) よりお申し込みください。インターネットの環境をお持ちでない方は、当機構名古屋主管支所までお問い合わせください。

### 2. 受講手数料

3,200円/人

### 3. 愛知県トラック協会員の事業者様で、愛知県内の営業所所属の方につきましては、上記手数料は不要です。(貨物対象の講習に限る)

※ 愛知県トラック会館は、駐車場がございません。必ず公共交通機関でお越しください。

(お問い合わせ)

(独)自動車事故対策機構 名古屋主管支所 講習担当

〒460-0003 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル8階 TEL052-218-3017

# 適正化事業に係る指導結果 (令和2年7月～9月)

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

◆ 当実施機関は貨物自動車運送事業法第39条1項の規定に基づき、トラック協会の会員／非会員問わず全ての貨物自動車運送事業者（所）を対象に、輸送の安全を阻害する行為の防止等に係る法定遵守に関する巡回指導を行っています。令和2年7月から9月における巡回指導実施結果と主な指摘項目は以下のとおりです。

●巡回件数

巡回件数	通常	新規	特別	霊柩・急便	合計
件数	181	11	3	0	195

○通常巡回・・・年度計画に基づき実施する巡回指導（Gマーク事業所に係る巡回指導を含む）  
 ○新規巡回・・・新規許可事業所又は事業計画変更認可となった新設事業所に実施する巡回指導  
 ○特別巡回・・・運輸支局より情報提供又は労働局通報による巡回指導

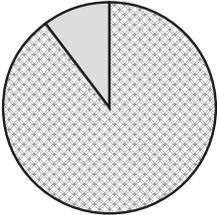
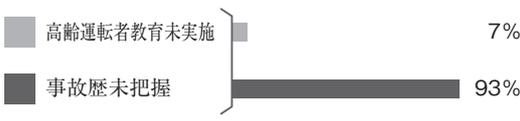
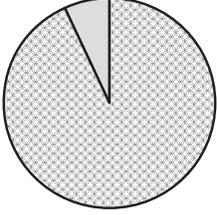
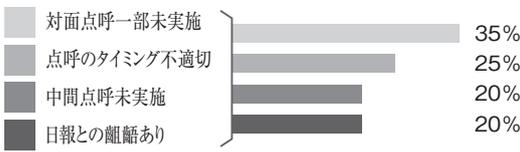
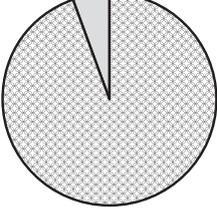
○ 総合評価は巡回指導指針に従い、確認した調査項目を母数として、そのうち「適」の占める割合によって評価します。

●総合評価

評価	A	B	C	D	E	その他
件数	157	28	5	1	1	3

「A」 90%以上 「B」 80%以上90%未満 「C」 70%以上80%未満  
 「D」 60%以上70%未満 「E」 60%未満 「その他」 指導項目15項目以下

●指摘件数上位3項目（事業所数）

<p>○特定運転者指導</p>  <p>「適」 133件 「否」 15件</p>	<p>○特定運転者指導 否の詳細</p>  <p>高年齢運転者教育未実施 7% 事故歴未把握 93%</p> <p>要因 ・全員の記録をセーフティーラーで取得し、雇入れ時は未取得である。 ・雇入れ時の運転者の事故歴を口頭確認で済ませている。</p>
<p>○点呼の実施</p>  <p>「適」 180件 「否」 13件</p>	<p>○点呼の実施 否の詳細</p>  <p>対面点呼一部未実施 35% 点呼のタイミング不適切 25% 中間点呼未実施 20% 日報との齟齬あり 20%</p> <p>要因 ・運行管理者の業務多忙により、点呼が実施できない。</p>
<p>○適性診断（初任・適齢）</p>  <p>「適」 141件 「否」 8件</p>	<p>○適性診断（初任・適齢） 否の詳細</p>  <p>初任運転者診断未受診 63% 適齢運転者診断未受診 37%</p> <p>要因 ・業務を優先し、受診を後回しにしてしまい、その後未受診である。 ・65歳で受診するが、その後3年ごとの受診を失念していた。</p>

## 指導項目一覧

1	1	主たる事務所や営業所の名称、位置の変更
	2	営業所配置の事業用自動車数の変更
	3	自動車車庫の位置及び収容能力の変更
	4	休憩・睡眠施設の位置、収容能力
	5	休憩・睡眠施設の保守、管理
	6	役員・社員・特定事業者等届出事項の変更
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為
	8	名義貸し、事業の貸渡し等
2	9	事故記録の記録、保存
	10	自動車事故報告書の提出
	11	運転者台帳の作成、保存
	12	車両台帳の作成、記入等
	13	事業報告書及び事業実績報告書の提出
3	14	運行管理規の制定
	15	運行管理者の選任、届出
	16	運行管理者の定期的な受講
	17	事業計画による必要な運転者数の確保
	18	過労防止の勤務時間、乗務時間等の適切な管理
	19	過積載による運送
	20	点呼の実施及びその記録、保存
	21	運転日報の作成・保存
	22	運行記録計による記録や保存・活用
	23	運行指示書の作成、指示、携行、保存
	24	乗務員に対する指導監督の実施
	25	特定の運転者に対する特別な指導の実施
	26	特定の運転者に対する適性診断の受診
	4	27
28		整備管理者の選任、届出
29		整備管理者の定期的な受講
30		日常点検の実施
31		定期点検の実施、保存
5	32	就業規則が制定され、届出されているか。
	33	36協定の締結、届出
	34	労働時間や休日労働の管理
	35	健康診断の実施、記録・保存
6	36	労災保険・雇用保険の加入
	37	健康保険・厚生年金保険の加入
7	38	運輸安全マネジメントの実施

# 巡回指導時の輸送量・運賃収受等に関わる アンケート調査結果

## (令和2年 7月～9月)

巡回指導時に実施したアンケート結果は下記の通りです。

■主なアンケート内容：輸送品目、輸送量・運賃収受等の前年比較

○輸送量の増減・運賃収受動向総括表

データ 上段：件数（単位＝件）  
下段：比率（単位＝％）

	荷主別区分			調査件数	輸送量増減			運賃収受		
	コード	業種	業種内訳・主な輸送品目		増加	横這	減少	上昇	横這	下降
製 造 業	01	食料品	荷主：食品メーカー 加工食品・食材、乳製品、菓子類…その他	34	9	10	15	8	17	9
				100	26.5	29.4	44.1	23.5	50	26.5
	02	金属 (鉄鋼・非鉄)	荷主：鉄鋼、銅、アルミ、その他金属メーカー 鋼材、銅・アルミ材、鉄鋼二次製品…その他 (製鉄原料、スクラップ等も含む)	12	0	2	10	1	10	1
				100	0	16.7	83.3	8.3	83.3	8.4
	03	自動車	荷主：自動車・関連部品メーカー 完成車、部品…その他 (2輪車、重機等も含む)	39	3	5	31	0	29	10
				100	7.7	12.8	79.5	0	74.4	25.6
	04	機械・電機	荷主：機械・電機メーカー 工作・精密・一般機械・家電・重電・電子機器 …その他	19	0	2	17	2	13	4
100				0	10.5	89.5	10.5	68.4	21.1	
05	石油・化学	荷主：石油精製・化学メーカー 軽・重油、ガソリン、油脂、 化学薬品、化学繊維、樹脂…その他	10	0	0	10	0	9	1	
			100	0	0	100	0	90	10	
06	その他製造業	荷主：01～05以外のメーカー全て 紙、繊維、衣料品、家庭用品、家具・什器、 医薬・化粧品、事務用品、玩具…その他	27	2	6	19	0	20	7	
			100	7.4	22.2	70.4	0	74.1	25.9	
製 造 業 計				141	14	25	102	11	98	32
				100	9.9	17.7	72.4	7.8	69.5	22.7
非 製 造 業	07	流通・サービス	荷主：百貨店、スーパー、コンビニチェーン 上記で扱うもの全て	0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0
	08	建設・土木	荷主：ゼネコン、資材リース、生コン業者 生コン、土石、鉄骨、建築資材、仮設資材、 建設用重機…その他	22	1	8	13	2	18	2
				100	4.5	36.4	59.1	9.1	81.8	9.1
	09	運輸・倉庫	荷主：陸海運輸、倉庫業者、商社 上記の下請け(扱うもの全て) 海上コンテナ	5	0	0	5	0	5	0
				100	0	0	100	0	100	0
	10	農林・水産	荷主：農・林・水産業者、農・漁協 米・その他穀類、野菜、魚介類、木材 …その他	2	0	2	0	0	2	0
100				0	100	0	0	100	0	
11	廃棄物	荷主：自治体、清掃組合、一般企業 一般・産業廃棄物、し尿…その他	4	1	3	0	0	4	0	
			100	25	75	0	0	100	0	
12	その他非製造業	荷主：新聞、出版、電力、ガス、その他個人・法人 宅配・航空・引越貨物、書籍・印刷物、郵便、 石油・LNG・石炭…その他	18	5	4	9	2	14	2	
			100	27.8	22.2	50	11.1	77.8	11.1	
非 製 造 業 計				51	7	17	27	4	43	4
				100	13.7	33.3	53	7.8	84.3	7.9
全 業 種 合 計				192	21	42	129	15	141	36
				100	10.9	21.9	67.2	7.8	73.4	18.8

※調査方法：主要荷主1社を対象に前年同期比を確認

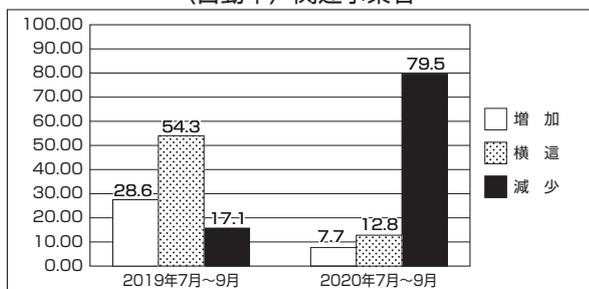
# 輸送量増減・運賃収受の動向(令和2年7月～9月)

## 1. 輸送量の増減

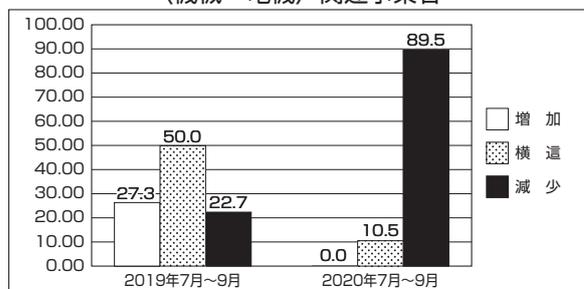
〔概況〕

新型コロナウイルスの影響により、全体的に減少傾向が見受けられる。

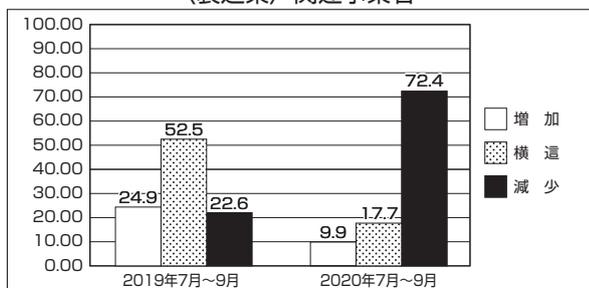
〈自動車〉関連事業者



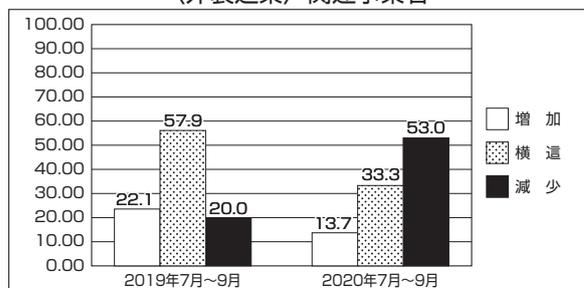
〈機械・電機〉関連事業者



〈製造業〉関連事業者



〈非製造業〉関連事業者

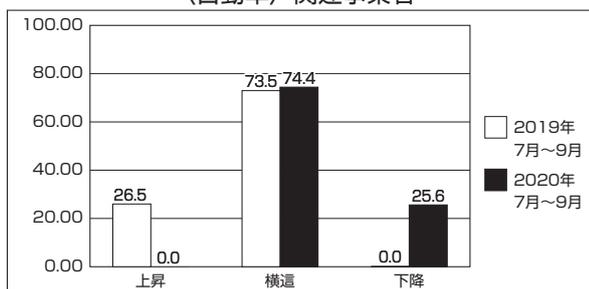


## 2. 運賃収受

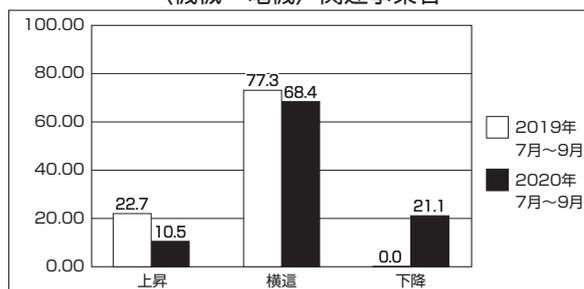
〔概況〕

新型コロナウイルスの影響により、全体的に横這いもしくは下降傾向が見受けられる。

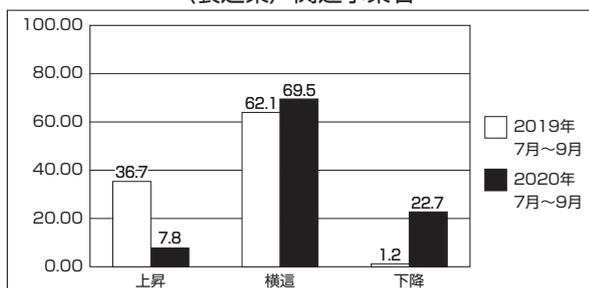
〈自動車〉関連事業者



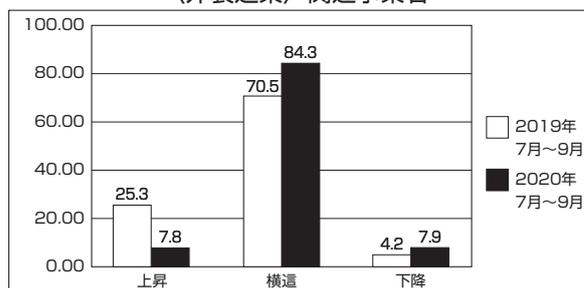
〈機械・電機〉関連事業者



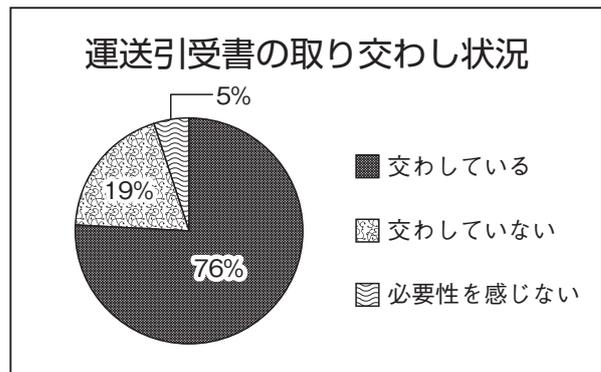
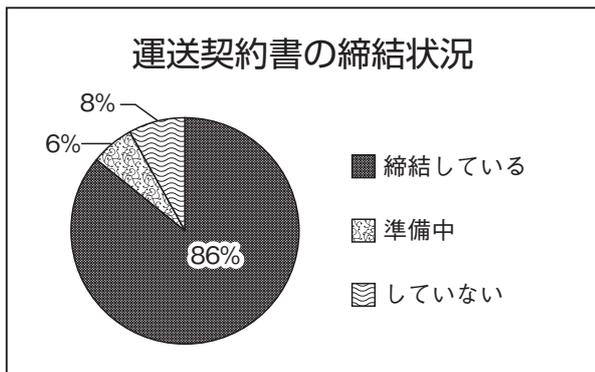
〈製造業〉関連事業者



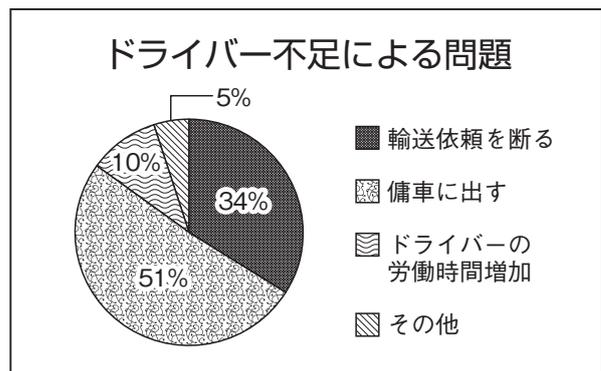
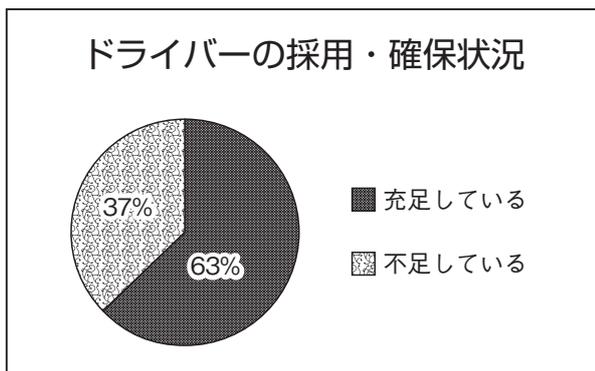
〈非製造業〉関連事業者



### 3. 書面化関係



### 4. ドライバー関係

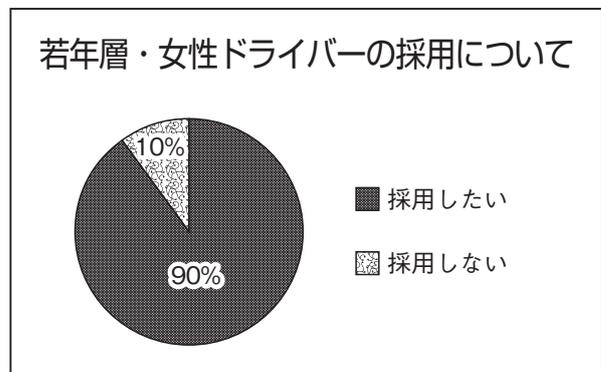
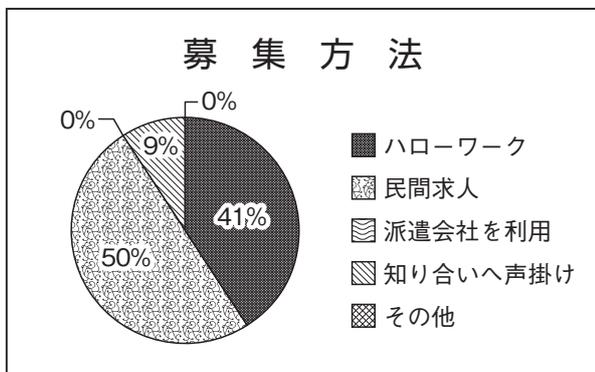


**【充足している主な理由】**

- ・仕事量をドライバー数に合わせ減少させたため

**【不足している主な理由】**

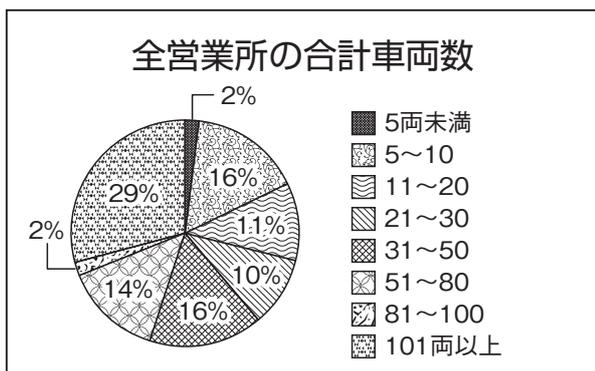
- ・募集をかけても応募がない、定着率が悪い、高齢化による退職者の補充ができていない等



**【採用したい主な理由】**

- ・高齢ドライバーと交代させたい
- ・若い労働力が欲しい

### 5. 車両関係



## 【業務課からのお知らせ】

・愛知県内事故状況(2020年10月29日現在)

	【10月】			【年計】		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
発生数	2,193	12	2,610	20,041	126	23,882
前年比	-176	-5	-239	-5,148	3	-6,478
増減率(%)	-7.4	-29.4	-8.4	-20.4	2.4	-21.3

支部地域別死者数

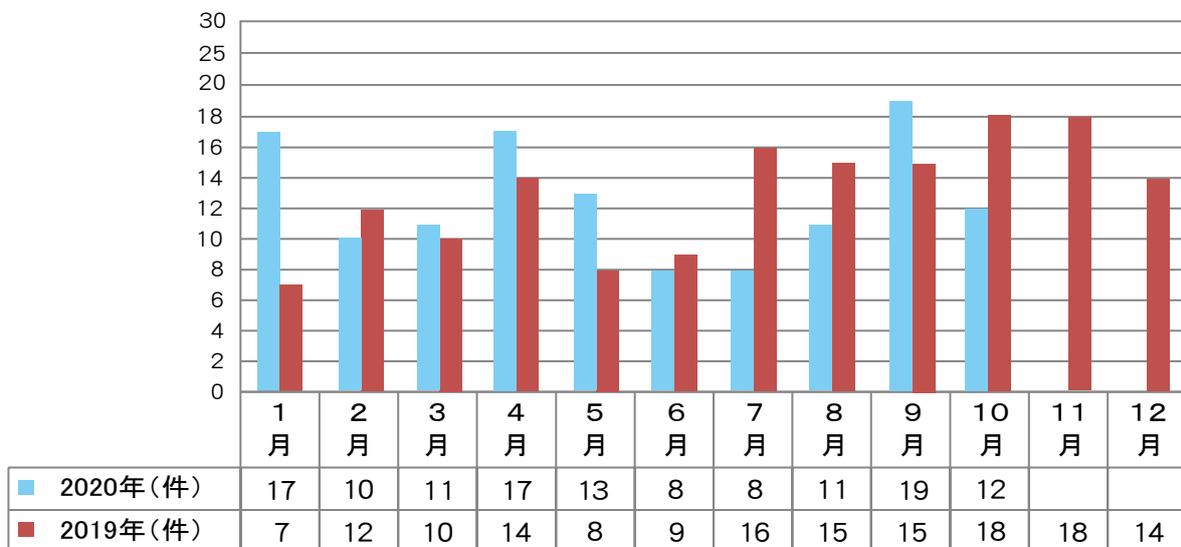
	【10月】									
	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	高速
年計	10	4	8	5	12	20	21	32	12	2
前年比	4	-2	3	3	4	-6	8	-1	-7	-3
支部月計	0	0	0	0	0	4	4	2	2	0

愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	【10月】		【年計】	
	件数	死者数	件数	死者数
事業用	1	1	27	27
会員※	1	1	16	16
第一原因※	0	0	9	9

※事業用の内数。第一原因数は自己調査の進捗により、変更になる場合があります。

・2020年愛知県内交通事故死者数(昨年対比)



## 標準的な運賃について

全日本トラック協会が標準的な運賃の趣旨・目的、告示や通達の内容、運賃料金適用方等の解説をした「標準的な運賃 普及セミナー」の解説書テキストと YouTube 動画を作成致しました。その他にも標準的な運賃について参考となる資料等がございますので、是非下記アドレスをご覧ください。

[https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei\\_jigyoho\\_202008.html](https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei_jigyoho_202008.html)

(全ト協 HP > 会員の皆様へ > 改正貨物自動車運送事業法 > 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について)

## 確実な点呼の実施にかがるDVDの貸し出し開始について

この度、国土交通省から「点呼等の確実な実施」の一層の啓発を求められたことから、全日本トラック協会が啓発用 DVD を作成致しました。つきましては、愛ト協本部及び各サービスセンターにて貸し出しさせていただきますので是非ご利用下さい。また、同内容の動画を全日本トラック協会 HP で公開しておりますので、こちらもご確認下さい。

[https://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tenko\\_dvd.html](https://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tenko_dvd.html)

全ト協 HP > 会員の皆様へ > 安全対策 > 確実な点呼の実施方法

事故防止 早めの  
点灯 心がけ

# 軽油価格調査

(愛ト協調へ)

10月末調査

## 単純集計

(単位：円)

購入形態	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
価格	104.00	89.20	80.00	92.00	79.50	76.90	113.50	92.90	81.20	113.50	85.40	76.90

## 月間購入量別集計

月間購入量	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30kℓ未満	104.00	92.00	80.00	80.60	79.30	77.90	113.50	94.50	86.50	113.50	91.20	77.90
30～50kℓ未満	88.00	84.50	82.20	77.30	77.30	77.30	—	—	—	88.00	83.10	77.30
50～100kℓ未満	90.90	90.90	90.90	92.00	80.50	76.90	97.80	93.60	91.00	97.80	84.00	76.90
100kℓ以上	—	—	—	81.00	78.50	76.90	81.20	81.20	81.20	81.20	78.90	76.90

## 支払期限別集計

支払期限	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30日未満	104.00	92.00	82.90	92.00	80.90	76.90	113.50	95.50	86.50	113.50	89.00	76.90
30～60日未満	97.50	86.80	80.00	81.00	78.80	76.90	97.80	91.00	81.20	97.80	83.50	76.90
60日以上	—	—	—	83.00	80.00	77.40	92.00	92.00	92.00	92.00	83.00	77.40

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。

なお消費税は含まれておりません。

# 軽油価格推移表

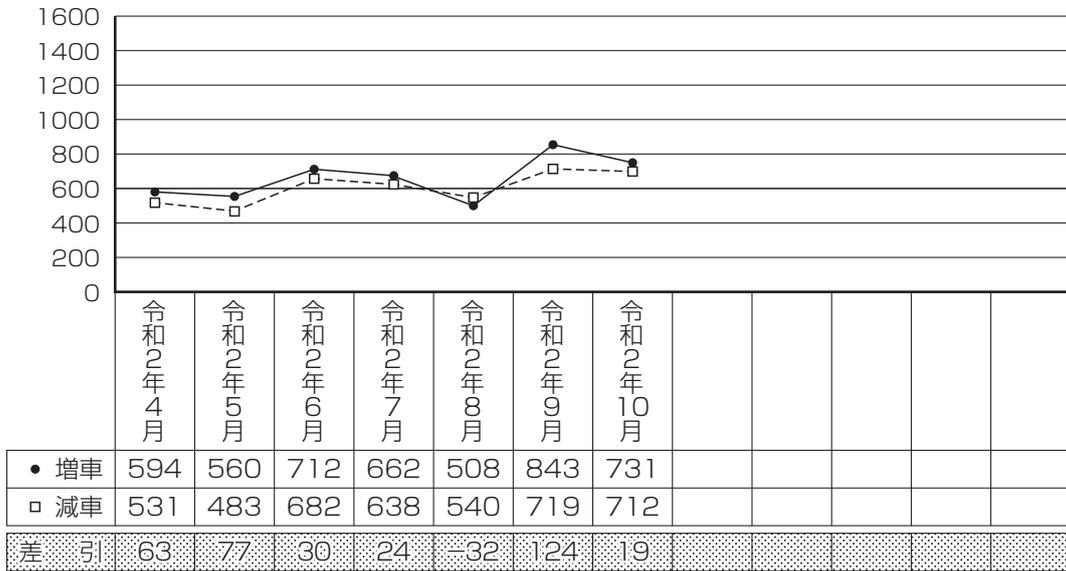
(単位：円)

購入形態	月別	スタンド			ローリー			カード		
		最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
令和元年	10月	111.00	102.20	92.00	100.00	93.70	90.90	121.00	106.80	101.30
	11月	116.00	103.00	96.00	101.00	94.60	90.00	121.50	105.60	100.00
	12月	112.50	104.00	96.50	103.00	96.10	89.00	105.50	103.70	102.00
令和2年	1月	120.00	107.40	99.10	105.00	98.80	94.30	124.00	106.90	96.50
	2月	120.00	104.70	96.50	106.00	93.70	89.30	127.00	110.80	103.00
	3月	102.00	98.00	87.00	99.00	85.20	72.00	122.00	103.20	94.30
	4月	116.00	88.50	74.90	89.00	71.90	65.20	114.00	93.60	81.20
	5月	106.00	81.70	66.00	82.90	66.60	59.50	103.00	83.80	73.00
	6月	95.00	83.50	70.40	85.00	72.40	65.30	99.00	85.10	71.40
	7月	100.00	88.20	76.60	89.00	76.60	69.30	107.00	86.40	77.90
令和3年	8月	101.50	90.20	81.40	92.00	79.90	74.80	110.00	92.80	83.90
	9月	104.00	92.20	81.00	92.00	80.20	77.10	113.50	92.30	82.70
	10月	104.00	89.20	80.00	92.00	79.50	76.90	113.50	92.90	81.20

# 一般貨物自動車増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

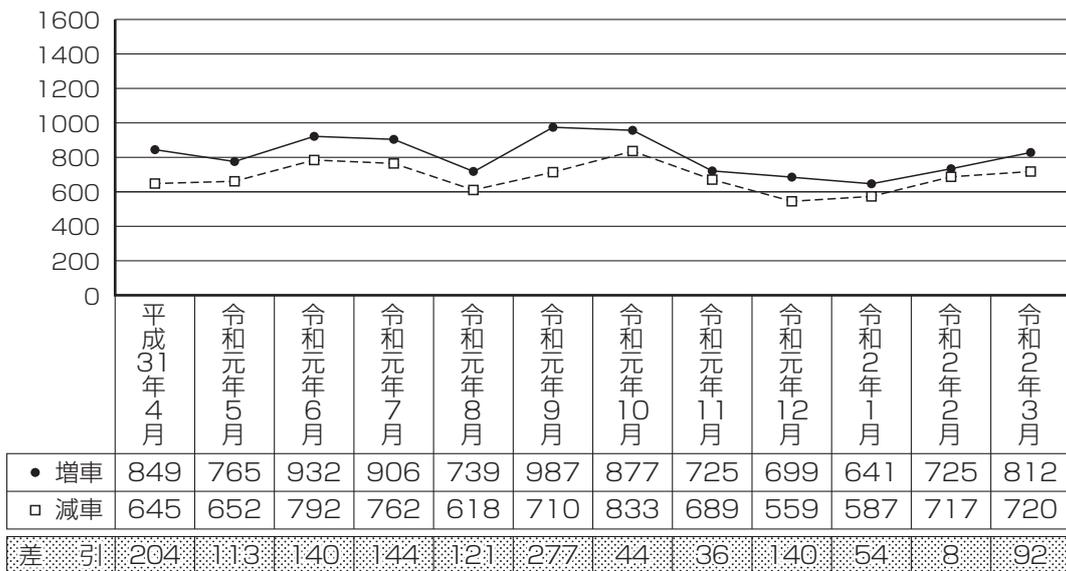
## 令和2年10月の増減車



### 令和2年度増減車（10月）

増 車	4,610両
減 車	4,305両
差 引	305両

## 平成31年4月～令和2年3月の増減車



### 令和元年度増減車（3月）

増 車	9,657両
減 車	8,284両
差 引	1,373両



# 10 月中の活動状況

## 海上コンテナ部会（山本部長）

### ○西部臨海工業地帯安全輸送協議会

（服部実務委員長）

月 日：令和2年10月15日（木）

場 所：西部臨海地区内、木材会館

内 容：パトロール 及び 会議

議 題：1) 蟹江警察署からの報告

2) 愛知運輸支局からの報告

3) 名古屋国道事務所からの報告

4) 名古屋港管理組合からの報告

5) 愛知県トラック協会からの報告

### ○実務委員会（服部実務委員長）

月 日：令和2年10月21日（水）

場 所：木材会館

議 題：1) ターミナルコンテナ取扱量の推移  
2) 現行RFIDタグ/次期RFID  
タグの進捗について

3) NUTS電算とのタグ打合せに  
ついて

4) ヒヤリハットトレーラAGV  
レーン侵入について

5) 専門チームの進捗

6) その他

・10月15日の西部臨海パトロー  
ール報告事項

・今後の日程

☆**ご注意下さい**☆

**不正軽油は使用しないで下さい！**

# 支部行事

11  
月

## 名古屋第一支部

(25日) 第5回支部役員会

## 名古屋第二支部

(11日) 機動広報パトロール

## 名古屋第三支部

(6日) 成田講

(10日) ゼロの日街頭活動

(19日) 西4区パトロール

(20日) ゼロの日街頭活動

交通対策委員会 通常総会

(30日) ゼロの日街頭活動

## 名古屋第四支部

(26日) 労働セミナー

## 尾東支部

(8日) 瀬戸旭・守山部会 懇親ゴルフコンペ

(19日) 支部三役・理事会

## 尾西支部

(10日) 支部役員会

(11日) 特別積合せ部会一宮ブロック 定例会

(16日) 第一班 役員会/定例会

## 知多支部

(6日) 交通安全教室(東海市)

(25日) 支部理事会

## 西三支部

(7日) 安城部会 役員研修会

(8日) 豊田部会 研修会

(14日) 碧南部会 健康診断(午前)

(15日) 碧南部会 御園座観劇会

(16日) 支部対策委員会

支部理事会

(19日) 岡崎部会 監事会

(20日) 安城部会 役員会

碧南部会 役員会

(21日) 碧南部会 健康診断(午後)

(27日) 西尾部会 役員会

(30日) 岡崎部会 交通安全パレード

## 東三支部

(6日) オンラインセミナー

(13日) 支部役員会

(14日) 新城南北設楽陸運協会 定例会

(18日) 豊橋陸運協会 定例会

(19日) 豊川陸運協会 定例会

蒲郡陸運協会 定例会

(21日) 田原陸運協会 定例会

(26日) 交通労働災害防止研修会

# 青年部会

愛知県トラック協会 青年部会

## ●10月会議・委員会開催状況

### ○第7回 総務委員会 (10月13日)

- 協議事項
- ・「ホワイト物流」推進運動について
  - ・「働きやすい職場認証制度」概要について
  - ・令和2年度事業計画について

### ○第6回 事業委員会 (10月14日)

- 協議事項
- ・第1回オンライン会員交流事業について

### ○第5回 研修委員会 (10月16日)

- 報告事項
- ・青年部会 アンケート調査の報告について
- 審議事項
- ・第2回研修セミナーの開催について

### ○第7回 三役会 (10月21日)

- 審議事項
- ・第7回理事会について

### ○第7回 理事会 (10月21日)

- 報告事項
- ・青年部会 アンケート調査の報告について
- 審議事項
- ・退会について

## ●12月の活動予定

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 8日(火) 第9回総務委員会 | 10日(木) 第7回研修委員会 |
| 9日(水) 第8回事業委員会 | 16日(水) 第9回理事会   |

## 青年部会 会員募集中!

### 青年部会とは?

愛知県トラック協会の会員事業者で、50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。

また、部会員相互の情報交換、交流などを密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し、事業に役立てています。



全日本トラック協会HPに青年部会ページができました

[http://www.jta.or.jp/sub\\_index/seinen.html](http://www.jta.or.jp/sub_index/seinen.html)

全国、各県の青年部のお知らせが載りますので、是非ご覧ください。どなたでも閲覧可能です。

# 愛知県トラック協会 女性部会のご案内

## 【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 37社38名(令和2年10月現在)

【代表者】 部会長 竹市 五倫(稲沢運輸株式会社 代表取締役)

【会費】 年会費 12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県、三重県)を設立し、他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。



女性部会では、ご入会して頂ける方を随時募集しています！  
ご興味のある方は是非ご連絡ください！

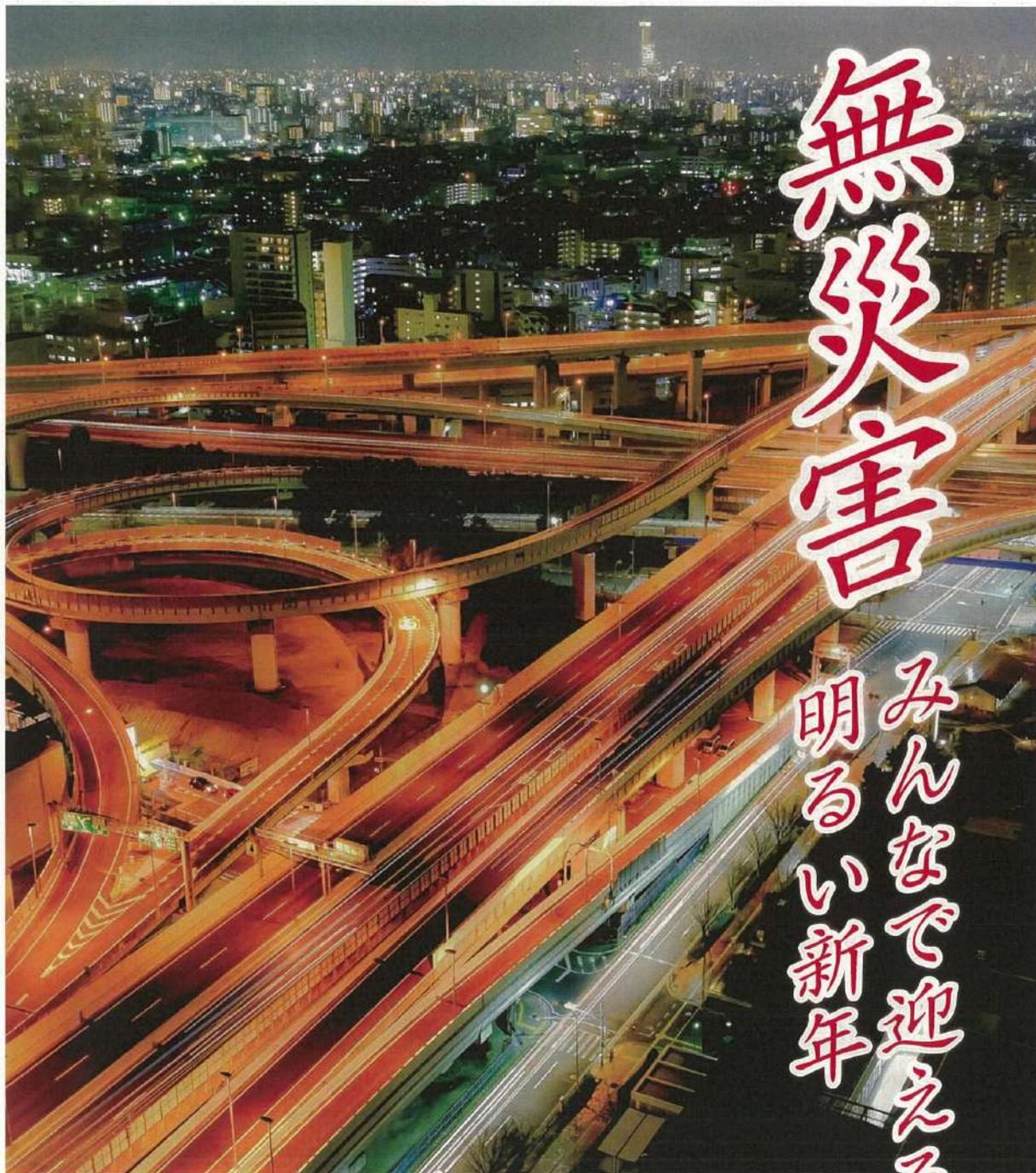
【問合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町 12-6

《TEL》052-825-5000 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

# 防 災 陸

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部



# 無災害

みんな  
で迎える  
明るい  
新年

## 職場の年末 安全衛生 推進運動

運動期間：2020年12月1日～31日

あたりまえの「行ってきます」と  
あたりまえの「ただいま」  
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない  
だから私たちは、危なさ<sup>を</sup>と向きあう

その先の新年へ

愛知労働局 & 労働基準監督署



## 労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

## 事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？  
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
  - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
  - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
  - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

## 本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。





# トラックの保険なら 中交協が絶対おすすめ!

次の要件を備えた方にご加入いただけます。\*ご加入には、一定の出資払い込みをしていただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営業者の方
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



おすすめ  
ポイント

## 1 サポート体制が整っているから安心!

豊富な事故防止サービスで事故の根絶に努めています

- 法定義務講習 ■ 法定義務適性診断(国土交通省認定) ■ 事故防止機器等助成
- 一般講習 ■ 一般適性診断(巡回型・可搬型) ■ 個別講習会等の安全運転コンサルティング

おすすめ  
ポイント

## 2 共済掛金がだんぜんお得!!

割引制度が充実しているから、掛金が割安。また、新規加入契約時に損害保険会社の優良割引がある方は、一定の条件により、準用することもできます。

各種  
割引  
制度

### 優良割引

組合員ごとに契約車両数により  
1%~75%割引  
299両以下の場合

最高**65%**割引

### 一括契約割引

該当する共済種類ごとに

**5%**割引

### 多数契約割引

共済種類ごとに契約車両数により

**1%~10%**割引

### 自賠償共済 セット割引

当組合の  
自賠償共済契約がある  
対人共済から

**2%**割引

おすすめ  
ポイント

## 3 幅広い業務を行っているので 組合員様のニーズにぴったり合った商品が選べる!

交通共済事業のほかにも、自賠償共済、また交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し組合員の皆様のリスクマネージメントをトータルに行っています。



### 組合員特典

- 割戻制度 ■ 配当制度 ■ 組合員等表彰制度 ■ 商工中金の融資資格
- 無料ロードサービス ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。 ■ 無料法律相談

### SDGsへの取り組み

eco 地球にやさしい  
貨物運送事業をめざして

大気や水の汚染、オゾン層の破壊による温暖化など地球を取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。人にも環境にも優しい「エコドライブ」を組合員の皆さまが推進されることで、SDGsゴールの実現に一歩近づくことが期待されます。

7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに



13 気候変動に  
具体的な対策を



### エコドライブの推進

~わたしたち貨物運送事業者にも出来ることがあります~

- 急加速・急発進の禁止
- ムダなアイドリングはストップ
- 日常点検・車両整備
- 法定速度の遵守

中部交通共済は組合員の皆さまとともにSDGsの達成に貢献します!

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。



詳細は、  
ホームページへ

中交協

www.chukokyo.jp

スマホにも  
対応しています!



名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102 豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104

〒440-0886 豊橋市東小田原町48番  
セントラルレジデンス 202号

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号



19000684

NGV

クリーンな排気ガス & 石油代替エネルギー

エネルギー  
セキュリティに  
貢献

# 天然ガス自動車

は将来も安心してご利用いただけます。



大型天然ガストラック(車両総重量25t)

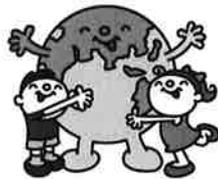


天然ガス小型バン

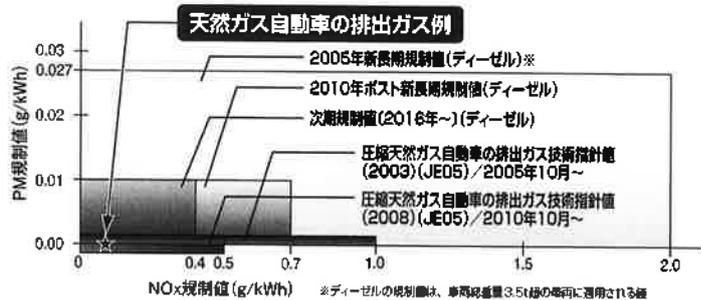


天然ガストラック

愛する地球の  
未来のために  
天然ガス自動車で走ろう!!



天然ガストラックはポスト新長期規制適合車です。  
粒子状物質(PM)排出は0(ゼロ)です。



重量車(車両総重量3.5t超~12t以下)のNOx・PM規制値との関係

天然ガス自動車はエネルギーの強靱化に貢献します!

エネルギーの約98%を石油に依存する運輸分門において、天然ガストラックの導入は、トラック輸送の安定化と大規模災害時のセキュリティに貢献します。

天然ガスは世界各地に分布するため安定供給が可能で、シェールガス開発により可採年数も約250年に増大し、石油代替エネルギーとして注目を集めています。



シェールガスの採掘イメージ

【お問い合わせ】 東邦ガス株式会社 都市エネルギー営業部 営業第一G(天然ガス自動車担当)  
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356/FAX052-872-9766



TOHO GAS